

○財務省告示第三百十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十四年十月四日

財務大臣 城島 正光

輸出統計品目表第二九〇三・三九号を次のように改める。

2903.39		
100	— — その他のもの — — 臭化メチル — — ぶつ素化誘導体	K G
210	— — ペルフルオロメタン (P F C — 14)	K G
220	— — ペルフルオロエタン (P F C — 116 )	K G
310	— — ペルフルオロプロパン (P F C — 21 8)	K G
320	— — ペルフルオロヘキサン (P F C — 51)	K G

	— 14)		K G
230	— — — ジフルオロメタン (H F C — 32)		K G
240	— — — ペンタフルオロエタン (H F C — 12 5)		K G
250	— — — 1 ・ 1 ・ 1 ・ 2 — テトラフルオロエ タン (H F C — 134 a)		K G
260	— — — 1 ・ 1 ・ 1 — トリフルオロエタン (H F C — 143 a)		K G
270	— — — 1 ・ 1 — ジフルオロエタン (H F C — 152 a)		K G
330	— — — 1 ・ 1 ・ 1 ・ 3 ・ 3 — ペンタフルオ ロプロパン (H F C — 245 f a)		K G
340	— — — 1 ・ 1 ・ 1 ・ 3 ・ 3 — ペンタフルオ ロブタン (H F C — 365 m f c)		K G
290	— — — — — その他のもの		K G
900	— — — — — その他のもの		K G



	100	— — — 飽和非環式エーテルのふつ素化誘導体		K G
	900	— — — その他のもの		K G

輸出統計品目表第三二一〇・〇〇〇号を次のように改める。

	3210.00	000	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに埴の仕上げに使用する種類の調製水性顔料		K G
--	---------	-----	--	--	-----

輸出統計品目表第三七〇三・九〇号を次のように改める。

	3703.90	000	— — — その他のもの		S M		K G
--	---------	-----	--------------	--	-----	--	-----

輸出統計品目表第三八二四・七八号を次のように改める。

	3824.78		— — — ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含むもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含むしに 限る。）				
		110	— — — 1・1・1—トリフルオロエタン（H				

140	<p>FC-143a)、ペンタフルオロエタン (HFC-125) 及び 1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) をそれぞれ 52 : 44 : 4 の割合で含有するもの (R-404A)</p>	K G
120	<p>ヘキサフルオロメタン (HFC-32)、ペンタフルオロエタン (HFC-125) 及び 1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) をそれぞれ 3 : 25 : 52 の割合で含有するもの (R-407C)</p>	K G
130	<p>ヘキサフルオロメタン (HFC-32) 及びペンタフルオロエタン (HFC-125) をそれぞれ 50 : 50 の割合で含有するもの (R-410A)</p>	K G

		FC-143a) 及びペンタフルオロエ タン (HFC-125) をそれぞれ50:5 0の割合で含有するもの (R-507A)			
	900	— — その他のもの		KG	

輸出統計品目表第六一・二〇号及び第六一・三〇号中

「		— パンテイストッキング、タイツ、ストッ キング、ソックスその他の靴下類			
	210	— — パンテイストッキング及びタイツ		NO	KG
	295	— — その他のもの		PR	KG

「		— パンテイストッキング、タイツ、ストッ キング、ソックスその他の靴下類			
	200			PR	KG

改める。

輸出統計品目表第六九・一二頁中

「		— 食卓用品 (組物を含む。)			
	120	— — 32個以上の組物		DZ	KG
	130	— — 32個未満の組物又はばら物		DZ	KG







023	— — — — ジフルオロメタン (H F C — 32)	K G
024	— — — — ペンタフルオロエタン (H F C — 12 5)	K G
031	— — — — 1 ・ 1 ・ 1 ・ 2 — テトラフルオロエ タン (H F C — 134 a)	K G
039	— — — — 噴霧器に充てんしたもの — — — — その他のもの	K G
026	— — — — 1 ・ 1 ・ 1 — トリフルオロエタン ( H F C — 143 a )	K G
041	— — — — 1 ・ 1 — ジフルオロエタン (H F C — 152 a )	K G
049	— — — — 噴霧器に充てんしたもの — — — — その他のもの	K G
053	— — — — 1 ・ 1 ・ 1 ・ 3 ・ 3 — ペンタフルオ ロプロパン (H F C — 245 f a)	K G
054	— — — — 1 ・ 1 ・ 1 ・ 3 ・ 3 — ペンタフルオ	K G

		ロブタン (H F C - 365 m f c )		K G	
	029	— — — — — その他のもの		K G	
	090	— — — — — その他のもの		K G	

輸入統計品目表第二九〇三・七九号中

「	900	— — — — — その他のもの		K G	」を
---	-----	------------------	--	-----	----

「	910	— — — — — その他のハロゲン化誘導体 (メタン 、エタン又はプロパンをふつ素及び 臭素を用いてハロゲン化したものに 限る。)		K G K G	」
	990	— — — — — その他のもの		K G	」

改める。

輸入統計品目表第二九〇三・八九号中

「	090	— — — — — その他のもの		K G	」を
---	-----	------------------	--	-----	----

「	091	— — — — — その他のもの — — — — — ペルフルオロシクロブタン (P F C			
---	-----	---	--	--	--





「 011 ــــــــ－ネガ用のもの SM M 」を削る。

輸入統計品目表第三八〇八・九一号中

「 ــــــــ－	ــــــــ－	その他のもの	ــــــــ－	「
092	ــــــــ－	殺菌剤	KG	を
099	ــــــــ－	その他のもの	KG	」
「 099	ــــــــ－	その他のもの	KG	」に

改める。

輸入統計品目表第三八〇八・九九号を次に改める。

3808.99 000 ــــــــ－その他のもの KG

輸入統計品目表第三八二四・七八号を次に改める。

3824.78 ــــــــ－ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) 又はハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに

	<p>限る。) )</p> <p>110 ーーー1・1・1・1ートリフルオロエタン (HFC-143a)、ペンタフルオロエタン (HFC-125) 及び1・1・1・2ーテトラフルオロエタン (HFC-134a) をそれぞれ52：44：4の割合で含有するもの (R-404A)</p>	K G
120	<p>ーーージフルオロメタン (HFC-32)、ペンタフルオロエタン (HFC-125) 及び1・1・1・2ーテトラフルオロエタン (HFC-134a) をそれぞれ23：25：52の割合で含有するもの (R-407C)</p>	K G
130	<p>ーーージフルオロメタン (HFC-32) 及びペンタフルオロエタン (HFC-125) をそれぞれ50：50の割合で含有する</p>	

	もの (R-410A)		KG
140	1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a) 及びペンタフルオロエタン (HFC-125) をそれぞれ50:50の割合で含有するもの (R-507A)		KG
900	その他のもの		KG

輸入統計品目表第四四二・九四号中

120	その他のもの (少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	CM	KG	を削る。
				)

輸入統計品目表第四四一八・九〇号中

222	構造用集成材	CM	KG	を
	構造用集成材			
231	横断面における短辺が15センチメートル以上のもので、横断面			

		の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形（正方形を含む。）でないもの	CM	KG	リ
232	— — — — —	横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの（この号の231に掲げるものを除く。）	CM	KG	
233	— — — — —	その他のもの	CM	KG	リ

改める。

輸入統計品目表第四八一・九〇号を次のように改める。

4811.90	—	その他の紙、板紙、セルロースウオツダインク及びセルロース繊維のウエブ			
100	—	感熱紙		KG	
900	—	その他のもの		KG	



輸入統計品目表第五二〇五・一一号中

「		— — — 綿のみから成るもの				
	021	— — — 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）				
	022	— — — — — その他のもの				
」						
「	023	— — — 綿のみから成るもの				
」						

改める。

輸入統計品目表第五二〇五・四一号中

「		— — — その他のもの				
	021	— — — 他の繊維を交えてないもの				
	029	— — — — — 他の繊維を交えたもの				
」						
「	020	— — — — — その他のもの				
」						

改める。

輸入統計品目表第六一〇六・二〇号中

「		— — — ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの				
」						

011	合成繊維製のもの	NO	KG
012	再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
	その他のもの		
013	合成繊維製のもの	NO	KG
019	再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG

014	ししゅうしたものの、レースを使用した もの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG
018	その他のもの	NO	KG

改める。

輸入統計品目表第六二一・一一号を次のように改める。

6211.11 000 男子用のもの NO KG

輸入統計品目表第六二一・四九号中

	毛皮付きのもの		
110	羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
190	その他のもの	NO	KG
100	毛皮付きのもの	NO	KG

改める。

輸入統計品目表第六二一七・一〇号中

「 | 025 | 靴下類 | P R | K G | 」を

削る。

輸入統計品目表第六四〇二・九九号中「スナフリップ又はバックスルデ」を削る。

輸入統計品目表第六四〇六・九〇号中

「 | 110 | 革製のもの | K G | 」を

「 | 110 | 毛皮を使用したもの | K G | 」を

「 | 110 | 革製のもの（毛皮を使用してあるかな

いかを問わない。） | K G | 」

「 | 110 | その他のもの | K G | 」

改める。

輸入統計品目表第七三二六・九〇号中

「 | 040 | 鉄鋼製シャツ | K G | 」を

削る。

輸入統計品目表第八二〇七・七〇号中

「	020	— 作用する部分に焼結した金属炭化物又は サーメットを使用したもの（刃が取り付 けられているかいないかを問わない。）		K G	」
---	-----	--	--	-----	---

削る。

輸入統計品目表第九〇三〇・八九号中

「	092	— — — — ロジックアナライザー	N O	K G	」
---	-----	--------------------	-----	-----	---

削る。